

岐阜県施術所光熱費高騰対策支援金交付要綱

(総則)

第1条 県は、施術所の開設者が、光熱費の高騰により経営が圧迫され、円滑な施設等の運営に支障が生じないよう、予算の範囲内で支援金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(対象事業者等)

第2条 支援金の交付の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あはき法」という。）第9条の2第1項又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第19条第1項の規定による施術所の開設の届出を知事に行っている者であること。
 - (2) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に県内で保険施術を行った施術所の開設者であること。
 - (3) 令和5年3月1日において県内で施術所を開設している者であって、同日から同月31日までの間に災害その他やむを得ない事由を除き、廃止又は休止をした者でないこと。
- 2 対象事業者に交付する支援金の額は、1施術所当たり35,000円とする。この場合において、あはき法及び柔道整復師法に基づく施術所を同一の場所で開設し、専用の施術室を共用しているときは、これらの施術所は、一つの施術所とみなす。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、支援金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

- (9) 国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種交付金、補助金、助成金等において、無資格受給
又は不正受給を行った者
- (10) 国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種交付金、補助金、助成金等において、国、岐阜
県又はその他の地方公共団体からの返還依頼等に応じていない者
- (11) 法令等に違反した者又は法令に基づく知事の処分に違反した者
- (12) 第4条第1項の規定による申請をした者に対し知事が行う現地確認及び書類の提出の求めに
応じない者
- (13) 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨、目的等に照らして適当でないと知事が認める者

(支援金の交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする対象事業者は、別記様式に関係書類を添えて、知事に申請しな
ければならない。

2 交付申請書の提出期限は、令和5年4月28日とする。

(交付の決定等)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支援金の交
付の可否を決定するものとする。

2 知事は、支援金の交付の決定をしたときは、当該申請をした者に支援金を交付するものとする。
3 知事は、支援金の不交付を決定したときは、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

(決定の取消し)

第6条 知事は、法令等若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき又は申請書に虚偽の記載をし
たときは、交付の決定を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第7条 知事は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、
期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除等)

第8条 第4条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該
当するときは、知事は、その者に対して支援金の交付をしないものとする。

2 知事は、第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第3条の
規定に該当することが明らかになったときは、第6条の規定により支援金の交付の決定を取り消すも
のとする。
3 前項の場合において、既に支援金が交付されているときは、知事は、前条の規定により、期限を定
めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第9条 対象事業者は、第7条の規定により返還を命ぜられた場合であって知事が必要と認めるときは、
その命令に係る支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を返還
した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセン
トの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、対象事業者の納付した金額が返
還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額
に充てられたものとする。

- 3 対象事業者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 知事は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(立入調査等)

第10条 知事は、この要綱に基づく支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、対象事業者に対して報告を求め、又は対象事業者の事務所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

(帳簿等の保存期間)

第11条 対象事業者は、支援金の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、申請の日の属する年度の翌年度以降5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る支援金から適用する。

別記

様式（第4条関係）

年月日

岐阜県知事様

住所	担当者名
申請事業者名 (法人の場合のみ)	電話
代表者職氏名 (個人の場合は申請者氏名)	FAX 又は メール

岐阜県施術所光熱費高騰対策支援金交付申請書

下記のとおり岐阜県施術所光熱費高騰対策支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 35,000 円

2 施設名等

施設名

住所

--	--

3 添付書類

- (1) 振込先確認書（別紙）
- (2) 委任状（委任を受けて申請する場合のみ）（任意様式）

4 その他

複数の施術所を運営している場合は、1施設ごとに申請書を分けて提出すること。

5 遵守事項等 ※全てのチェックがなければ交付を受けることができません。

次に掲げる事項について相違ありません。

- 法令等が求める開設に必要な基準等に適合しています。
- 要綱第3条に規定する欠格事由に該当していません。
- 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に県内で保険施術を行った実績のある施設です。
- 申請する施設は令和5年3月1日時点で県内で開設していた施術所です。
- 令和5年3月1日から同月31日までの間に災害その他やむを得ない事由を除き、施術所の廃止又は休止をしていません。

次に掲げる事項について遵守します。

- 申請書類に関して虚偽や不正等が判明した場合、既に支援金の交付を受けているときは、速やかに支援金の返還と加算金の支払いに応じるとともに、事業者名や施設名などの公表に同意します。また、納期限までに支援金の返還等を行わなかった場合は、延滞金の支払いに応じます。
- 岐阜県から申請内容及び審査に関する立入検査を含む調査・報告・是正のための依頼・措置等の求めがあった場合は、これに応じます。
- 個人情報の取扱いに関して、支援金の交付手続に必要な範囲内で当該支援金交付業務の委託事業者と共有することに同意します。
- 支援金の収支に係る証拠書類を5年間（令和11年3月31日まで）保存します。
- 提出した情報が支援金の事務のために第三者に提供される場合（交付要件の充足性を判断するために県が申請者の基本情報を第三者に提供する場合を含む。）及び支援金の交付等に必要な範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合（交付要件の充足性を判断するために事務局又は岐阜県が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。）に同意します。
- 申請書類に記載された情報は、必要に応じて岐阜県が行政機関等（国、市町村、税務当局、警察署、保健所等）に提供することに同意します。

別紙

振込先確認書

金融機関名		銀行・金庫・組合・ 農協・漁協
支店名		本店・支店・出張所・ 本所・支所 <small>※ゆうちょ銀行の支店名は3桁の漢数字です。</small>
預金種類 口座番号 (該当に○)	1. 普通 2. 当座 3. 納税準備 4. 貯蓄	
口座名義人 (カタカナで記入)		

※口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください。

また、通帳等に記載のとおり正確に記入してください。

下記に通帳の写し（「表紙」と「表紙をめくった見開きページ全体」）を貼り付けてください。

※等倍でコピーを張ってください
(写真不可)